4.30.4.　取付位置

　車両後退表示投影装置は、4.30.5.、4.30.6.及び4.30.9.の規定に適合するよう取り付けられなければならない。

4.30.5.～4.30.8.　（略）

4.30.9.　その他の要件

4.30.9.1.　いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上１mから３mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

　この場合において、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4.30.9.2.　4.30.9.1.の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(b)が適用されるものとする。

別紙１～別紙15　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準

1.　適用範囲

　本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する（保安基準第32条第13項関係）。

　なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2.　定義

2.1.　「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第13項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2.～2.7.　（略）

3.　一般要件

3.1.　前照灯洗浄器は、本技術基準4.に定める洗浄効率を成し遂げる為に、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯（走行用前照灯を洗浄する性能を有する前照灯洗浄器にあっては、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯）のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.1.1.　配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器は、保安基準第32条第12項の規定に従って前照灯洗浄機を備える必要のある配光可変型前照灯のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.2.・3.3.　（略）

4.　（略）

別紙１　（略）

別添56　前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

1.　適用範囲

　本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する。(保安基準第32条第14項関係)

　なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2.　定義

2.1.　「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第13項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

4.30.4.　取付位置

　車両後退表示投影装置は、4.30.5、4.30.6及び4.30.9の規定に適合するよう取り付けられなければならない。

4.30.5.～4.30.8.　（略）

4.30.9.　その他の要件

4.30.9.1.　いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上面からの高さ１mから３mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

　この場合において、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4.30.9.2.　4.30.9.1の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5.12.1.2.(b)が適用されるものとする。

別紙１～別紙15　（略）

別添55　前照灯洗浄器の技術基準

1.　適用範囲

　本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する（保安基準第32条第12項関係）。

　なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2.　定義

2.1.　「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第９項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2.～2.7.　（略）

3.　一般要件

3.1.　前照灯洗浄器は、本技術基準4.に定める洗浄効率を成し遂げる為に、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯（走行用前照灯を洗浄する性能を有する前照灯洗浄器にあっては、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯）のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.1.1.　配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器は、保安基準第32条第11項の規定に従って前照灯洗浄機を備える必要のある配光可変型前照灯のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.2.・3.3.　（略）

4.　（略）

別紙１　（略）

別添56　前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

1.　適用範囲

　本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する。(保安基準第32条第13項関係)

　なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2.　定義

2.1.　「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第９項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。